耕畜連携水田活用対策事業実施要綱

1 8 生 畜 第 2 7 5 0 号 平 成 1 9 年 4 月 2 日 農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成20年4月1日 19生畜第2442号

第1 趣旨

平成17年3月25日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においては、 食料自給率向上を図る上で、自給飼料の生産拡大が重要な課題と位置づけられており、その実現のための取組として行政、農業団体等が一体となった飼料増産の全国 的な展開を図っているところである。

飼料の増産のためには、限りある国土資源の中で飼料作物の生産に仕向けることが可能な土地である水田において飼料作物の生産を推進することが重要である。また、水田における様々な飼料作物の生産を推進することは、同時に多面的な機能を有する水田における耕作放棄を防止し、水田農業とそれを含む環境の保全につながるものである。

一方、水田における飼料作物の生産は、地域によって採草、放牧等の利用方式、 牧草、稲発酵粗飼料等の草種、乾草、サイレージ等の調製方法が様々なこと、また、 耕種農家と畜産農家の連携のあり方も異なることから、効果的な飼料作物の生産振 興を図るためには、地域の実態に即した取組を推進することが求められている。

このため、本要綱に定めるところにより耕畜連携水田活用対策事業を実施することにより、地域の実情に応じた水田における飼料作物の生産を推進するものとする。

第2 事業実施期間

本事業の実施期間は平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

第3 事業実施主体

耕畜連携水田活用資金造成事業及び生産振興助成事業の実施主体は都道府県協議会(水田農業構造改革対策実施要綱(平成16年4月1日付15生産第7999号農林水産事務次官依命通知)第4の1に定める都道府県水田農業推進協議会をいう。以下同じ。)、取組面積助成事業の実施主体は地域協議会(水田農業構造改革対策実施要綱第4の2に定める地域水田農業推進協議会をいう。以下同じ。)とする。

第4 事業の内容

本事業は、次に掲げる3つの事業を内容とする。

1 耕畜連携水田活用資金造成事業

都道府県協議会は、2の生産振興助成事業又は3の取組面積助成事業を行うための財源とするため、国から補助金の交付を受け、資金の造成を行うものとする。

2 生產振興助成事業

都道府県協議会は、地域の創意工夫を活かした水田における飼料作物の生産を振興する取組を支援するものとし、助成対象者、助成の対象となる経費、助成要件及び補助率は別紙1に掲げるとおりとする。

3 取組面積助成事業

- (1)地域協議会は、地域の水田状況に適した飼料作物の生産の取組を実施した水田 の面積に応じて助成金を交付するものとし、助成対象者、取組内容及び取組要件 は別紙2に掲げるとおりとする。
- (2) 都道府県協議会は、(1) の助成金の交付に要する経費の全部又は一部を補助するものとする。

第5 事業実施手続

- 1 耕畜連携水田活用資金造成事業
- (1) 都道府県協議会長は、水田飼料作物生産振興計画書を作成し、都道府県協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長(北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては生産局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。) の承認を受けるものとする。
- (2) (1) の規定は、水田飼料作物生産振興計画書の重要な変更について準用する。

2 生產振興助成事業

- (1) 助成対象者は、地域取組計画書を作成し、都道府県協議会長の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県協議会長は、(1) の承認をしようとするときは、あらかじめ地方農 政局長に協議するものとする。
- (3) (1) 及び(2) の規定は、地域取組計画書の重要な変更について準用する。

3 取組面積助成事業

- (1) 地域協議会長は、耕畜連携水田活用計画書を作成し、都道府県協議会長の承認 を受けるものとする。
- (2) 都道府県協議会長は、(1) の承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長に協議するものとする。
- (3) (1) 及び(2) の規定は、耕畜連携水田活用計画書の重要な変更について準

用する。

- (4) 助成対象者は、耕畜連携営農計画書を作成し、地域協議会長に提出するものとする。
- 4 都道府県協議会業務方法書
- (1) 都道府県協議会は、業務方法書を作成し、地方農政局長の承認を受けるものとする。
- (2) (1) の規定は、業務方法書の変更について準用する。

第6 資金の管理

- 1 都道府県協議会は、国から補助金の交付を受けて造成した資金(以下「資金」という。)に、生産振興助成事業勘定と取組面積助成事業勘定の2つの勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。
- 2 都道府県協議会は、生産振興助成事業に係る補助金及び取組面積助成事業に係る助成金の交付をそれぞれの勘定から行うものとする。
- 3 都道府県協議会は、生産振興助成事業又は取組面積助成事業を終了し、又は中止 した場合において、なお資金に余剰があるときは、国から交付を受けた補助金に相当 する額を速やかに国に返還するものとする。
- 4 都道府県協議会は、金融機関への預金又は貯金により、資金を管理するものとする。
- 5 都道府県協議会は、毎年度末における資金の管理状況を地方農政局長に報告する ものとする。

第7 事業の実績等の報告

- 1 生產振興助成事業
- (1) 生産振興助成事業の助成対象者は、補助の対象となった取組の実績を都道府県協議会長に報告するものとする。都道府県協議会長は、当該報告を取りまとめ、 地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 生産振興助成事業の助成対象者は、事業を実施した年度の翌年度末及び翌々年度末における補助の対象となった取組の状況を都道府県協議会長に報告するものとする。都道府県協議会長は、当該報告を取りまとめ、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 取組面積助成事業

地域協議会は、事業の実績を都道府県協議会に報告するものとする。都道府県協議会は当該報告を取りまとめ、地方農政局長に報告するものとする。

第8 国の助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、都道府県協議会に対し、耕畜連携水田活用資金造成事業に要する経費につき、別に定めるところにより、補助するものとする。

第9 推進体制等

1 農業者団体の役割

農業者団体(農業者が構成員となっている団体をいう。)は、本事業が適切かつ 効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割 を担うものとする。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担うとともに、事業実施主体を指導するものとする。

3 国の役割

国は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、事業実施主体を指導するものとする。

第10 他の施策との関連

本事業の実施に当たり、事業実施主体は、水田農業構造改革対策実施要綱に基づく施策その他の関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。